

令和8年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年1月21日（水）午前9時00分
- 2 開催場所 農政庁舎 会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 1号 選挙人名簿の移替えの延期について（衆院選）
 - 議案第 2号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 3号 投票所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 4号 投票所の閉鎖時刻について（衆院選）
 - 議案第 5号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 6号 移動期日前投票所の開閉時刻について（衆院選）
 - 議案第 7号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 8号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（衆院選）
 - 議案第 9号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 10号 開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 11号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第 12号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第 13号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）

午前 9 時 0 0 分

三浦書記長 それでは令和 8 年第 1 回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長 あけましておめでとうござひます。今年もよろしくお願ひします。1 月早々の総選挙と皆様には大変ご難儀をお掛けしますが、よろしくお願ひします。寒さが続いておりますので健康にはご注意いただければと思ひます。

本日は衆議院議員総選挙関係の議案となっておりますので御審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と飯塚委員にお願ひいたします。

それでは、議案第 1 号「選挙人名簿の移替えの延期について」、説明をお願ひします。

檜森書記 議案第 1 号につきましては、2 月 8 日に執行される衆院選の準備作業のため、町内転居による選挙区の移替えを延期したいので、その期間を定めることについて、お諮りするものでござひます。

延期の期間は、本日 1 月 2 1 日から投開票日となります 2 月 8 日までとしたいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ござひましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第 1 号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第 2 号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて(衆院選)」、説明をお願ひします。

檜森書記 議案第 2 号は、衆院選におけるポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

琴丘地区 5 箇所、山本地区 5 箇所、八竜地区 7 箇所、計 1 7 箇所設置したいと考えております。設置箇所は別紙に記載のとおりで、法定数は 1 1 4 箇所となっておりますが、従来ポスター掲示場を設置していた箇所が雪の影響で設置不可能となっているため、秋田県選挙管理委員会と減数協議を行い、各投票区に 1 箇所以上

の設置とし今回の報告数となっております。なお、次回の選挙からは、法定数のどおりの設置を予定しております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第2号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第3号「投票所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第3号は、衆院選における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案の4頁に記載のとおりです。前回選挙から変更はございません。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第3号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第4号「投票所の閉鎖時刻について」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第4号は、衆院選における投票所の閉鎖時刻を繰り上げることについて、お諮りするものでございます。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条第1項の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合は、同項ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰り上げは従前の選挙から実施しており、今回の衆院選についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことはないと判断しております。

施各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案5頁に記載のとおりです。上岩川投票所は午後6時までで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の国政選挙と同じ取扱いとなっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございま

したら、お願いします。

田村委員 悪天候の場合、投票所からの移動などもあると思うが、投票時間を短くするようなことはできるか。

事務局 検討したが、周知の期間が短いため、開票の時刻を遅らせることとした。

木村委員長 他にご質問等ございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

他にご意見等無いようですので、議案第4号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第5号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第5号は、衆院選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案6頁、7頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前どおりの琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所に加え、移動期日前投票所を3地区に設置します。期間と時間ですが、通常の間日前投票所が1月28日～2月7日、午前8時30分から午後8時までで、移動期日前投票所は2月7日1日だけの開設とし、各施設2時間ずつを予定しております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は1月28日～2月7日まで、時間は午前8時30分から午後8時までとします。

この度の国民審査についてですが、最高裁判所裁判官国民審査法第16条の2のただし書の特例措置が適応され、国民審査のみ投票日が2月1日からとなりますので報告いたします。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

飯塚委員 2月1日より前に投票しに来た人は国民審査の投票ができないのか。

事務局 そうなります。

木村委員長 他にごございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

ご意見等無いようですので、議案第5号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第6号「移動期日前投票所の開閉時刻について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第6号は、衆院選における移動期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げについて、お諮りするものでございます。

移動期日前投票所の開閉時刻も、投票所と同様に公職選挙法第40条第1項の規定を準用し午前8時30分から午後8時とされていますが、先ほどの議案第5号のとおり各施設2時間ずつ巡回する形をとりますので、午前9時30分に開始し、午後5時30分に閉鎖となります。従って、議案8頁に記載のとおり開始時刻を1時間繰り下げ、閉鎖時刻を2時間30分繰り上げとしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第6号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第7号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第7号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

開始する日は、従前告示日の2日前としておりますので、1月25日としたいと考えております。現在、秋田県選挙管理委員会からは、投票用紙等の発送が26日、不在者封筒の発送が30日と日程を示されております。不在者封筒につきましては、前回選挙で使用した物を修正・修正印押印のうえ、使用することが出来ると示されておりますので、到着までそのように対応する予定としております。投票用紙の発送が早まった場合は25日から、予定通りの場合26日から発送したいと考えております。

なお、国民審査の不在者投票についてですが、特例措置の適応された最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条の規定により、選挙期日の7日前からの不在者関係の送付が認められております

ので、2月1日からの発送となります。

1月中に不在者投票の請求あった場合は、一旦衆議院選挙に関する投票用紙等を郵送し、2月1日に改めて国民審査分の投票用紙等を送る対応をとらせていただきます。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 不在者投票は現在どのくらいあるのか。

事務局 100票程度です。

櫻庭委員 身体障害者手帳をお持ちの方からの請求はあるか。

事務局 あります。

木村委員長 他にご質問ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第7号を原案どおり決定いたします。続きまして議案第8号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について」説明をお願いします。

檜森書記 議案第8号ですが、在外選挙人が投票できる期日前投票所を指定することについて、お諮りするものでございます。

場所としては、選挙管理委員会事務室を使用したいと考えております。在外選挙人名簿に登載されている方が、選挙期間中に帰国されている場合には、選挙管理委員会事務室で期日前投票できる、ということになります。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第8号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第9号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第9号は、衆院選の投票所の氏名掲示の順序を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

立候補届出が1月27日の午後5時までですので、時間は午後5時30分から、場所は選管事務室で、くじを実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第9号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第10号「開票の日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第10号は、衆院選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。開票日は、即日開票ということで2月8日とし、午後7時までに全ての投票所が閉鎖となります。通常開票の開始時刻については午後8時からとしておりましたが、雪等の影響により開票所までの移動に時間を要することが想定されるため、30分遅らせ、8時30分からとしたいと考えております。また、場所については従前のおり三種町八竜体育館としたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

櫻庭委員 開票所は体育館であり、寒いと思うが開票に従事される方への寒さ対策はあるか。

事務局 ジェットヒーターと置き型ストーブを用意する予定です。

飯塚委員 開票時刻を30分遅くしているが、近隣市町村の状況は。

事務局 把握していない。

木村委員長 他にご意見等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第10号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第11号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」、お諮りします。

議案第11号のうち「開票管理者の選任」については、私に関係する議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 はい。

木村委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。（「異議無し」の声有り。）

- 木村委員長　　ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。
- 田村委員　　それでは、議長として議事進行させていただきます。
議案第11号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、木村委員長は一旦退席をお願いします。
（木村委員長退席）
- 田村委員　　事務局から説明をお願いします。
- 檜森書記　　議案第11号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。
開票管理者については、従前の例ですと委員長にお願いしておりますので、今回の選挙についても、木村委員長に選任したいと考えておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 田村委員　　議案第11号のうち「開票管理者の選任」について、ご異議等ございませんか。
（「ありません」の声有り。）
- 田村委員　　ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。
議案第11号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。木村委員長は席にお戻り下さい。
（木村委員長着席）
- 木村委員長　　田村委員、ご苦労様でした。
それでは、次に、議案第11号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は一旦退席をお願いします。
（田村委員退席）
- 木村委員長　　事務局から説明をお願いします。
- 檜森書記　　開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通り田村委員に選任したいと考えております。
- 木村委員長　　委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するというところで、皆様よろしいでしょうか。
（「はい」の声有り。）
- 木村委員長　　ご異議無いようですので、議案第11号は以上のとおり決定いたします。田村委員は席にお戻り下さい。
（田村委員着席）

木村委員長 続きます、議案第12号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第12号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮りするものです。

公職選挙法第63条第2項の規定により、開票立会人は10人までとされています。また、同条第4項の規定により、同一政党から2人までとされており、これらの人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前3日までとされており、今回の場合は2月5日木曜日の午後5時までとなりますので、くじの日時は同日の午後5時30分に、場所は選挙管理委員会事務室で実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第12号を原案どおり決定いたします。続きます、議案第13号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第13号につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を各投票区1箇所以上設けなければならないとされておりますことから、ご覧の投票区の投票所前に掲示場所を定めたいとあります。共通投票所3箇所につきましては併設となりますので、それぞれ併せて1箇所に掲示することとしたいと思います。

掲示方法につきましては、投票所の入り口付近に貼り付ける方法で掲示したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

はい。ご意見等無いようですので、議案第13号を原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。
 (資料に基づき説明)

 今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

 ～質問があれば質疑応答～

 (「ありません。」の声あり。)

 特に無いようですので、これで令和8年第1回三種町選挙管理
 委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時45分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____